

大崎市図書館施設広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大崎市広告掲載要綱（平成20年大崎市告示第87号。以下「要綱」という。）の規定に基づき大崎市図書館の施設（以下「施設」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第2条 施設に掲載する広告の場所、区画数、大きさ、仕様及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 施設に掲載する広告の内容及びデザインは、当該広告を掲載する地域の特性及び街の美観に配慮したものでなければならない。

3 前2項にかかわらず、別表の仕様によりがたい場合は、広告主と協議のうえ変更ができるものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、原則として1年とする。ただし、1月単位とすることを妨げない。

2 広告の掲載期間満了後引き続き広告の掲載をしようとするときは、期間満了の3か月前までに市長に申し出なければならない。この場合において、更新は毎年行い、通算して5年を上限とする。

(費用負担)

第4条 広告の設置、維持管理、修繕及び撤去に係る費用については、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する広告主は、大崎市図書館施設広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿の見本を添えて、広告掲載

開始日の4か月前までに市長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第6条 市長は、前条の申込みを受けたときは、広告掲載開始日の3か月前までに掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、大崎市図書館施設広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告主は、別表に掲げる広告掲載料を市長が指定する期日までに、納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第8条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は、返還しない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第２条関係）

施 設	大崎市図書館
場 所	第一駐車場東側市道沿いメッシュフェンス (市道側)
区 画 数	９区画（申込み先着順とする）
大 き さ	（１区画あたり）縦６７センチメートル以 内，横１５０センチメートル以内
仕 様	１ 素材はアルミ複合板（３ミリメートル厚）を基本とする。 ２ 直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。 ３ メッシュフェンスに確実に固定すること。その際メッシュフェンスを加工してはならない。 ４ 設置については専門業者に依頼し，構造上の安全確認を行うこと。 ５ 台風などの災害時は目視及びその他の方法により安全確認を行うこと。
広告掲載料（年間）	（１区画）６０，０００円

様式第 1 号（第 5 条関係）

大崎市図書館施設広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）大崎市長

広告掲載申込者

住 所 又は 所 在 地	
ふ り が な 氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名	印

大崎市広告掲載要綱第 9 条及び大崎市図書館施設広告掲載要領第 5 条の規定により，下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

なお，この申込みに対する審査に当たり，大崎市の市税等の納税状況を確認すること及び自己の都合により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は返還しないことについて，同意します。

記

1. 広告掲載希望施設		
2. 広告掲載希望内容案		
3. 掲載希望期間	年 月 ～ 年 月	
連絡先	電話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	

年 月 日

様

大崎市長

大崎市図書館施設広告掲載 承認・不承認 決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました大崎市図書館施設広告掲載につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

掲載承認の可否	☐ 掲載を承認する。 1. 掲載期間 年 月 ～ 年 月
	☐ 掲載を不承認とする。 1. 不承認とした広告 2. 不承認とした理由
備考	